

新型コロナウイルスに伴う返金についてQ&A

No	問合わせ内容	回答
1	施設利用日が2021年3月1日以降のキャンセルは全額返金の対象になるか。	全額返金の対象期間は2021年1月14日(日)から2021年2月28日(日)までとなります。対象期間外は従来の規約通りの対応となります。全額返金期間が延長される場合はホームページでお知らせいたします。
2	対象になるのは施設利用料金と附属設備料金両方か。	施設利用料金、附属設備料金共に事前に納付された全額を返金致します。
3	既に、従来の規約通りの手続きで、料金の一部返金を受けたが全額戻ってくるか。	既に提出頂いている「利用取消承認申請書」で対応を致しますので、再提出の必要はございません。
4	当日のキャンセルで返金がないため「利用取消承認申請書」を提出していない。どのようにしたらいいのか。	「利用取消承認申請書」を提出してください。
5	返金方法はどのようになるか。	原則口座振り込みでの対応となります。窓口での現金による返金をご希望される場合は事前にご相談願います。
6	今回の返金に伴う「利用取消承認申請書」の提出期限はあるか。	2021年2月28日(日)18時までとなります。
7	返金手続きした施設料金はいつ返金されますか。	毎週金曜日を締日として、翌週の金曜日に口座振り込み致します。 例:1月22日(金)を締日とした場合 ⇒ 1月29日(金)口座へ返金
8	振込手数料の負担はあるか。	振込手数料は利用者様負担となります。
9	この方針が決まる前に取消をして一部還付を受けた。キャンセル料は戻るのか。	施設利用日が2021年1月14日から2021年2月28日までで取消をされ不還付金を徴収された分は、返金対応致します。その際の振込手数料は当館負担となります。